

新旧対照表

新	旧
<p>令和4年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和4年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第11条(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1、第2(略)</p>	<p>令和3年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和3年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第11条(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1、第2(略)</p>